

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成30年6月18日
【会社名】	三谷産業株式会社
【英訳名】	MITANI SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 忠照
【本店の所在の場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076)233-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務担当 西野 誠治
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076)233-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務担当 西野 誠治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 206,364,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三谷産業株式会社 東京本社 (東京都千代田区神田神保町二丁目36番地1 (住友不動産千代田ファーストウイング)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) 上記のうち、東京本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月25日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成30年6月4日付及び平成30年6月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年6月18日に有価証券報告書（第93期事業年度）及び臨時報告書を北陸財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（有価証券報告書の訂正報告書を含む。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年5月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成30年5月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 中略 >

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期事業年度）（有価証券報告書の訂正報告書を含む。）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成30年5月25日）現在（ただし、既支払額については平成30年4月30日現在）以下のとおりとなっております。

< 中略 >

3 臨時報告書の提出

< 中略 >

4 最近の業績の概要について

< 後略 >

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月18日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

中略部分全削除

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第93期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月18日）現在（ただし、既支払額については平成30年4月30日現在）以下のとおりとなっております。

< 中略 >

3 臨時報告書の提出

中略部分を以下のとおり差し替え

平成30年6月15日開催の当社第93期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成30年6月18日に臨時報告書を提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油、液化石油ガスおよび石炭、コークスの販売 2. 工業薬品、合成樹脂ならびにその成形品、その他化学薬品の開発、製造および販売 3. 化学薬品製造設備の開発、製造および販売 4. 医薬品の開発、製造および販売 5. 医療用機械器具の開発、製造および販売 6. 食品、食品添加物、健康食品および機能性食品の開発、製造および販売 7. 動植物、水産物等の天然素材の加工および販売 8. 化粧品原料の開発、製造および販売 9. 肥料の開発、製造および販売 10. 金型、樹脂成形機の開発、製造および販売 11. セラミック製品の開発、製造および販売 12. 電子部品の開発、製造および販売 13. 半導体製品、半導体製造装置、半導体試験装置、半導体検査装置および半導体運搬装置の開発、製造および販売 14. 窯業原料の販売 15. 公害処理機器および省力機器の開発、製造および販売 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 16. 鉱物の採掘および販売 17. ケナフおよびその関連製品の開発、栽培、製造および販売 18. セメントおよびその他建材の販売ならびにこれに附帯する工事 19. 浴槽、釜、給湯機器、厨房機器、空調設備機器、給排水機器および衛生設備機器の開発、製造、販売ならびにこれに附帯する工事 20. 家具の開発、製造、販売およびこれに附帯する工事 21. コンピュータおよび関連機器の開発、製造、販売および賃貸ならびにソフトウェアの開発、販売および賃貸 22. 情報システムの企画、設計および管理運営に関する業務 23. 情報システムのアウトソーシング事業 24. コンピュータおよび関連機器の保守 25. 付加価値通信網による電気通信役務の提供に関する一切の事業 26. 建築工事、土木工事の設計および施工 27. 石工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事の設計および施工 28. 空調設備工事、給排水衛生設備工事、電気工事、電気通信工事の設計および施工 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油、液化石油ガスおよび石炭、コークスの販売 2. 工業薬品、合成樹脂ならびにその成形品、その他化学薬品の開発、製造および販売 3. 化学薬品製造設備の開発、製造および販売 4. 医薬品の開発、製造および販売 5. 医療用機械器具の開発、製造および販売 6. 食品、食品添加物、健康食品および機能性食品の開発、製造および販売 7. 動植物、水産物等の天然素材の加工および販売 8. 化粧品原料の開発、製造および販売 9. 肥料の開発、製造および販売 10. 金型、樹脂成形機の開発、製造および販売 11. セラミック製品の開発、製造および販売 12. 電子部品の開発、製造および販売 13. 半導体製品、半導体製造装置、半導体試験装置、半導体検査装置および半導体運搬装置の開発、製造および販売 14. 窯業原料の販売 15. 公害処理機器および省力機器の開発、製造および販売 16. 農作物の生産、加工および販売 (削除) 17. セメントおよびその他建材の販売ならびにこれに附帯する工事 (削除) 18. 浴槽、釜、給湯機器、厨房機器、空調設備機器、給排水機器および衛生設備機器の開発、製造、販売ならびにこれに附帯する工事 19. 家具の開発、製造、販売およびこれに附帯する工事 20. コンピュータおよび関連機器の開発、製造、販売および賃貸ならびにソフトウェアの開発、販売および賃貸 21. 情報システムの企画、設計および管理運営に関する業務 22. 情報システムのアウトソーシング事業 23. コンピュータおよび関連機器の保守 24. 付加価値通信網による電気通信役務の提供に関する一切の事業 25. 建築工事、土木工事の設計、監理および施工 26. 石工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事の設計および施工 27. 空調設備工事、給排水衛生設備工事、電気工事、電気通信工事の設計および施工

現行定款	変更案
<p>29. <u>液化石油ガスおよび各種高圧ガスの製造供給ならびにこれに附帯する設備工事の施工</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>30. <u>土地開発行為ならびにこれに附帯する工事</u> 31. <u>不動産の取得、売買、賃貸借、仲介および管理業</u> 32. <u>倉庫業</u> 33. <u>金融業</u> 34. <u>経理事務の受託処理業務</u> 35. <u>経営コンサルティング業務</u> (新設)</p> <p>36. <u>前1号より21号までに掲げる物品、機器および雑貨類の輸出入業</u> 37. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p>28. <u>液化石油ガスおよび各種高圧ガスの製造供給ならびにこれに附帯する設備工事の施工</u> 29. <u>ホテル、旅館、飲食店および喫茶店の経営ならびに管理受託業務</u> 30. <u>一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬および処理業</u> 31. <u>土地開発行為ならびにこれに附帯する工事</u> 32. <u>不動産の取得、売買、賃貸借、仲介および管理業</u> 33. <u>倉庫業</u> 34. <u>金融業</u> 35. <u>経理事務の受託処理業務</u> 36. <u>経営コンサルティング業務</u> 37. <u>障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業</u> 38. <u>前1号より20号までに掲げる物品、機器および雑貨類の輸出入業</u> 39. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、三谷充、饗庭達也、三谷忠照、阿戸雅之、西野誠治、森浩一、梶谷忠博、澤滋、中川景介、干場克英、花田光世、長澤裕子、清木康および増田幸宏の14名を選任する。

第3号議案 故取締役松嶋忠之氏に対し弔慰金贈呈の件

平成30年4月16日に逝去された故取締役松嶋忠之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で弔慰金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	467,877	398	0	(注) 1	(注) 2 可決 (95.30%)
第2号議案				(注) 1	(注) 2
三谷 充	462,667	5,619	0		可決 (94.24%)
饗庭 達也	462,673	5,604	0		可決 (94.24%)
三谷 忠照	462,559	5,718	0		可決 (94.22%)
阿戸 雅之	462,680	5,597	0		可決 (94.25%)
西野 誠治	462,679	5,597	0		可決 (94.25%)
森 浩一	462,679	5,598	0		可決 (94.25%)
梶谷 忠博	462,677	5,600	0		可決 (94.24%)
澤 滋	462,659	5,618	0		可決 (94.24%)
中川 景介	462,672	5,605	0		可決 (94.24%)
干場 克英	462,677	5,600	0		可決 (94.24%)
花田 光世	457,882	10,395	0		可決 (93.27%)
長澤 裕子	462,714	5,563	0		可決 (94.25%)
清木 康	463,443	4,834	0		可決 (94.40%)
増田 幸宏	467,723	554	0		可決 (95.27%)
第3号議案	458,527	9,750	0	(注) 1	(注) 2 可決 (93.40%)

(注) 1. 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

「4 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第92期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月16日 北陸財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第92期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月23日 北陸財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第92期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成30年5月25日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第93期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月5日 北陸財務局長に提出

< 後略 >

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第93期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月18日 北陸財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

< 後略 >

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月18日

三谷産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三谷産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷産業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三谷産業株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三谷産業株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月18日

三谷産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三谷産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷産業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。